



国自安第241号
国自旅第320号
平成28年1月25日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長



貸切バスの安全確保の再徹底について

軽井沢スキーバス事故を受け、国土交通省は、1月21日夜、東京都庁付近において、貸切バスの出発時における街頭検査を緊急に実施した。

当日監査を行った6台のうち、5台に計8件の運行指示書の記載不備及び車内表示違反事項が見受けられたところであり、その場では正させた後、指摘事項指示書を交付し、出発を認めたところである。

遺憾なことに、指示書を交付した5台のうち2台は貴協会の会員企業のバスであり、いずれも、貴協会が実施する貸切バス安全性評価認定制度において2つ星を得ていたところである。

上記違反は相対的には軽微な事項であるとは言うものの、乗務員の過労運転防止のための遵守事項のチェックのために必要な事項の記載漏れ、あるいは利用者に対する基礎情報の表示漏れであり、特に軽井沢における大事故の直後であるにもかかわらず、このような違反が確認される状況については、憂慮を禁じ得ない。

については、貴協会におかれでは、1月15日付通達の趣旨を再度会員に徹底するとともに、今回のような基礎的なミスが生じないよう運行管理者がチェックを行う方策について改めて検討し、協会会員に対する周知徹底方策も含めて、2月10日までに報告されたい。

